

宮城県施設園芸燃料価格高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、近年における燃料価格の高騰を鑑み、施設園芸を営む農業者の負担軽減を目的として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内において、宮城県施設園芸燃料価格高騰対策補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2 補助金の交付対象となる者は、宮城県農業再生協議会が実施する令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業に参画する、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3092号農林水産事務次官依命通知）第4第3項に定める支援対象者であり、かつ、次の各号を満たす者とする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (2) 県税に未納がないこと。

(補助対象とする燃料)

第3 補助対象とする燃料は、前条の支援対象者が定めた省エネルギー等対策推進計画に参画し、令和6事業年度において燃料価格高騰に備えるための積立を行う農業者（以下、「事業参加者」という。）が園芸生産施設の加温等に利用したA重油、灯油及びLPガスとし、令和6年4月から令和7年3月までの期間内に納品が完了されたもので、かつ、第6に規定する交付申請書の提出期限までに事業参加者が購入代金の支払いを完了したものに限る。

- 2 前項のうち、令和7年1月から3月分までの燃料の購入量については、前年同月の購入実績をもって算定するものとする。
- 3 事業参加者が新規就農者等の場合であって、前項の規定により令和7年1月から3月分までの燃料の購入量を算定できない場合は、県又は地域の標準的な燃料使用量により、これを算定する。

(補助金の額)

第4 県は、対象となる燃料の購入数量に下記の金額（以下、「交付単価」という。）を乗じた金額を上限として補助金を交付するが、予算を上回る交付の申請があった場合は交付単価を減じることで調整し、全ての申請者に対して同じ交付単価による交付を行うこととする。

- (1) A重油 1リットル当たり5.0円
- (2) 灯油 1リットル当たり5.3円
- (3) LPガス 1キログラム当たり6.0円

- 2 補助金額の算出において発生した千円未満の端数は、切り捨てとする。

(補助金の取扱い)

第5 補助対象者は本事業の趣旨を鑑み、県から補助金が交付された後は、速やかに事業参加者へ補助金を配分しなければならない。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、その提出期限は令和7年2月14日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 燃料購入実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 燃料の購入実績を証明する書類（領収書等）
- (3) 第3第3項により購入量を算定する場合、算定根拠となる書類
- (4) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿（別記様式第3号）
- (5) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 申請者は、前項第2号に規定する書類を施設園芸セーフティネット構築事業の実績報告に際して宮城県農業再生協議会に提出している場合、交付申請書への添付を省略することができる。

4 知事は、第2項第3号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

（交付決定及び額の確定）

第7 知事は、第6の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときには交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不適当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

3 規則第12条の規定による実績報告については、規則第3条の規定による交付申請書の提出により当該補助金の実績報告があったものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により補助金の額の確定があったものとみなす。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（実施状況の確認）

第9 知事は、事業参加者への補助金の配分状況等を確認するため、補助金の交付を受けた者に対して調査を行うことができる。

（返還請求）

第10 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第8条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた補助金の額を返還しなければならない。ただし、災害等、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 提出した書類に偽りその他悪質な不正があった場合 全額
- (2) 燃料が本事業における目的とは異なる用途に利用されていたことが明らかとなった場合 当該数量に係る補助金相当額
- (3) 補助金の交付決定を取り消された場合 全額
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、知事が交付した補助金を返還させることが適当と認める場合 知事がその都度定める額

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に必要額を納付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により補助金の返還を求められた者が、前項に規定する期限内に返納を完了しない場合には、未納期間に応じて、未納金額に年10.95%の割合で計算した加算金を徴するものとする。

(書類の提出)

第11 この要綱により知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部とする。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けた者は、交付申請及び補助金の交付に係る証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。